

3 その他参考資料

1) 官報等告示（建造物関係）

■文部省告示第12号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、次の表に掲げる文化財を重要文化財に指定する。

平成4年1月21日

文部大臣臨時代理 国務大臣 谷川 寛三

名称	員数	所在地	所有者	所有者住所	所在地
旧笹浪家住宅 主 屋 土 蔵	2棟	桁行15.9m、梁間11.9m、切妻造、石置板葺（鉄板 仮葺）、正面庇付、板葺、背面庇附属 土蔵造、桁行5.5m、梁間4.6m、二階建、切妻造、 サヤ附属、鉄板葺 附・家督普請扣（安政5年） 1冊 宅地 838.49㎡ 字上ノ国236番地、同2、字勝山413番地、414番地	上ノ国町	北海道檜山郡上ノ 国町字大留100番地	北海道檜山郡上 ノ国町字上ノ国

【指定説明】

笹浪家は、上ノ国町で代々漁業を営んできた家柄である。初代は享保年間（1716～36）に能登国笹浪村から松前郡福山に移った後、上ノ国に移り住み、元文2年（1737）に没したとする。当主は代々久右衛門を襲名、家号「**△**（ほしやまに）」、能登屋として、ニシン漁などで繁栄した。幕末の8代目には村の名主を勤め、また、明治時代も漁業を大規模に営む傍ら、上ノ国にはじめて水田を開いたり、公職を兼ねるなど、この地方の指導者としての役割を果たし、「全国中の漁家の旧家」と評された。

旧笹浪家住宅は上ノ国寺や上ノ国八幡宮と並ぶ海岸沿いの道に面しており、国指定史跡「上ノ国勝山館跡」の指定地域内に含まれている。旧笹浪家住宅の宅地は、これより東に連なる民家と同じく、背後に急傾斜地の迫る土地となっている。

宅地は主屋の建つ土地と、上ノ国八幡宮の参道を挟んで西側にある土蔵の建つ土地と分かれている。

現在の主屋は天保9年（1838）に死んだ5代目久右衛門が建てたと伝えている。それを直接証する史料はないが、安政4年（1857）に家の土台替、翌5年に屋根葺替えを行ったことを記した『家督普請扣』があり、また主屋の材の古さなどからみて、19世紀前期の建築であると認められる。土蔵の建設年は明らかでないが、北妻窓に施された漆喰の絵模様の形から、主屋と同年代まで遡るものと考えられる。

主屋は桁行15.9メートル、梁間11.9メートルのやや規模の大きな住宅で、石置板葺（現在、鉄板仮葺）、切妻造の屋根は、棟を北側の道路に平行に造る。棟筋は梁間の中央よりも南寄りとし、北側で海に面する正面の軒を低くして北風に備えるのに対し、南側で急傾斜地の崖に面する背面軒は高くして採光を考慮している。

旧笹浪家住宅は、北海道の漁家の中にあつて旧家に属した笹浪家の本家の住宅であり、主屋は19世紀前期の建築と認められるもので、北海道の現存民家の最古の類に属する。前面通りに改造はあるが、その他の部分の保存は良く、小屋組などに見るべきものがある。また、急傾斜地を背にした宅地も、旧状を伝えていて貴重であり、主屋と土蔵も含めて保存をはかる。

■文部省告示第63号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、次の表に掲げる文化財を重要文化財に指定する。

平成5年4月20日

文部大臣 森山 真弓

名称	員数	所在地	所有者	所有者住所	所在地
上ノ国寺本堂	1棟	桁行11.3m、梁間13.1m、一重、入母屋造、向拝1 間、西側面位牌壇及び仏壇、背面仏壇附属、鉄板 葺	上ノ国寺	北海道檜山郡上ノ 国町字勝山	北海道檜山郡上 ノ国町字勝山

【指定説明】

上ノ国寺は松前藩初代の松前慶広が祖先の武田信廣の菩提を弔うために開創したと伝える北海道の古刹である。開創の時期は詳らかでせはないが、江戸時代後期の文献では永禄年間（1558～70）としている⁽¹⁾。当初は真言宗に属していたが、江戸時代中期に浄土宗に改宗し現在に至っている⁽²⁾。

寺地は町の西にある夷王山の北東山麓の海を望む傾斜地に設けられている。夷王山は信広を埋葬したとされる山で、その東側中腹一帯は、信広が15世紀後期に築いた勝山館⁽³⁾のあったところである。

本堂は、内陣天井の支輪に宝暦8年（1758）の記があり、細部の様式からこの時の建立であると判断される⁽⁴⁾。

建物は海に向かって北面する桁行11.3メートル、梁間13.1メートルの入母屋造で、正面に向拝一間を設け、梁間のうち背面の一間通りを葺き降ろしの庇とする。側廻りは土台の上に面取角柱を立て、正面及び側面前端間は、頭貫を通し台輪を置いて拳鼻付三斗を配する。前端間を除く側面及び背面は、舟肘木で桁を受け、正面頭貫と同高に飛貫を渡す。軒は、せがい造りで持ち出した一軒半繁垂木とする。屋根は鉄板葺⁽⁵⁾とし、板貼りの妻を蔭懸魚で飾る。

正面は中央間を広く取った五間の柱間とし、中央間に4枚の建具を建てて出入口とするほかは窓とする。側面・背面の柱間は、東側面北寄りを庫裏との接続部とする以外は、仏壇・位牌壇のための張り出しなどを板壁になり、開口部は西側

面の一部に窓があるだけである⁽⁶⁾。

向拝は石製礎盤上に唐戸面取の柱を立て、柱頭を象鼻付の虹梁形頭貫で固める。頭貫の正面は草花の浮彫り彫刻を施して飾る。柱上は変形の皿斗付の平三斗を置いて桁を支え、本屋と虹梁で繋ぐ。

内部は前面一間通りを畳敷の入側縁とし⁽⁷⁾、その後方は前半部を脇間を含めた凹形の外陣とし、後半部を内陣とし、背面庇を内陣にとりこむ。内陣の中央部には円柱を立てる。外陣は、入側縁境及び脇間の境に虹梁をわたり開放とした広い空間構成をとり⁽⁸⁾、脇間と一連の畳敷とする。内陣は外陣よりも一段高い床とし、内外陣の境には虹梁をわたり、矢来を巡らして境界とする。境界内は前面の一部に畳を敷く他は、一連の板敷とする。天井は、内陣の中央部を尾垂木付の二手先斗栱と二段の支輪で天井桁を受けた格天井とし、他は竿縁天井とする。

外陣は内陣中央部の境及び外陣・脇間境の虹梁上には龍の彫刻欄間を入れる。須弥壇⁽⁹⁾は来迎柱間に嵌め込み、後方に龕を張り出して厨子を置き、本尊を祀る。背面張出し部は横並びの仏壇とし、それぞれに仏像や祖師像を祀る。

上國寺本堂は、各柱筋に虹梁を多用する等、浄土宗本堂として発展した形式をよく示している。窓等の開口部を少なくするなどの寒冷地としての工夫もみられ、虹梁の絵様等の細部意匠にも特色がある。北海道における18世紀遡る数少ない仏堂建築として貴重である。

注

- (1) 菅江真澄著『蝦夷喧辞弁』（寛政元年）や田草川傳二郎『西蝦夷日記』（文化4年）では永禄年間開創とする。一方、嘉吉3年の開創とする寺伝もあるが、歴代住持とその命日を記した『過去帳』によると開山快秀は永禄3年（没年の記載箇所には後世の訂正がいられて「享禄3年寅」となっているが、もとは「永禄3年申」と書かれていた）に没しているの

- で、嘉吉3年開創の可能性はない。
- (2) 『過去帳』によると改宗は10世了徹の時であり、その在世は延宝2年から7年までの間である。
- (3) 夷王山頂を含む東と北の山腹は「上ノ国勝山館跡」として国の史跡に指定（昭和52年4月12日指定、昭和62年8月10日追加指定）されていて、上國寺の寺地はこの史跡の中に含まれている。

- (4) [内陣天井支輪書]
「 増上寺舎下
寶曆八寅年
覺嘗上人代 」

なお、昭和四年の修理時に書き付けられた板札（読みは後出）には、宝曆7年に本堂と庫裏が一度に建てられたとある。この板札は『続上ノ国村史』（松崎岩徳著 上ノ国町役場1980復刻）に昭和32年7月の本堂調査の際、天井裏から発見されたとして記載されている板札と同文であり、それと同一のものと考えられるが、現在は庫裏小屋組内の柱に打ちつけられている。なお、本堂東脇に建つ庫裏は江戸時代末期から明治時代頃の大改造と近年の内部の大きな改造があり、板札にある本堂と同時に建てられた当時の姿はとどめていない。

- (5) 鉄板葺以前の葺材は不明であるが、小屋組等から当初は板葺であったと推測される。
- (6) 庫裏との接続部や側面、背面の壇は、後世の改造により手が加わっているが、各部に残る痕跡により旧来から開口部の少ない構えであったことがわかる。庫裏との接続部の出入口は、現在東側面五間をあてているが、旧は入側縁からのみであったと推定される。背面両脇の仏壇は後段で、当初は板壁で塞がれていた。西面の張り出しの位牌壇や仏壇も後設で、当初は西側面の中央3間は窓、その他の南北各2間は板壁であったと推測される。
- (7) 畳の下には化粧の板が残り、旧は板敷の縁であったことがわかる。
- (8) 入側縁と外陣境には現在ガラス戸が建てられているが、これらの柱間装置は近年のものであり、当初は虹梁下が開放となる。
- (9) 須弥壇内に享保20年の墨書（読みは後出）がある。したがって、この須弥壇は本堂より古く、前身本堂に使われていたものと考えられる。

[昭和4年修理時板札墨書]

當上國寺ハ嘉吉三年ノ創立ニテ秀延阿闍利開山快秀法印ヨリ了宣法印迪テ九代真言宗ナリ十代了徹和尚ヨリ浄土宗ト改ム明治十二年迄テ四百卅八年也又十六世閣嘗上人代宝曆七年二本堂庫裏夷一度ニ建立又明和六己丑年本堂屋根内陳皆造作仏具モ建立ト有リ昭和四年九月始メヨリ十月末日ニ且リ基礎セメント大工事土臺替屋根外側及内部共全部修繕致シタリ其紀年トシテ是ニ記載セル者ナリ此ノ創立年数昭和四年迄テ四百八十八年ナリ當寺住職式十七託嘗上人ノ代

當時總代高杉勝弥 矢代和一郎 上野作三郎 三國石蔵
工事設計ト監督係 矢代善太郎
世話役小滝富太郎 松原治三郎 小林富一郎 米沢岩太郎 長谷川長ノ吉以上

[須弥壇腰羽目板墨書]

(西面) 華徳山上國寺十五世 施主
享保二十年卯四月日法嘗代 惣壇中

(北面) ノトロジ 乙 享保二十年 三月吉日
■本口あらぬり候 卯
能州所ノ口鍛冶塗師屋
大工町森本屋助左衛門

(東面) 法嘗上人建立 享保二十 卯 四月

北海道教育委員会公報告示

■北海道教育委員会告示第 25 号

北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第4条第1項の規定に基づき、別記のとおり有形文化財に指定した。

昭和60年3月30日

北海道教育委員会委員長 安藤鉄夫

別記

種別	有形文化財
名称	砂館神社本殿
員数及び構造	1棟・一間社流造 切妻造り屋根銅板葺 附 棟札4枚
奉建	安永8己亥天8月中3日の記があるもの
奉修覆	寛政11庚申5月3日の記があるもの
奉修覆	文政8乙酉10月22日の記があるもの
奉修覆	天保12癸丑年7月日の記があるもの
建立年次	安永8年（1779）
指定年月日	昭和60年3月30日
所在地	檜山郡上ノ国町字北村96
所有者	砂館神社
指定の事由	(1) 道指定有形文化財指定基準 建造物の部3による (2) 説明

砂館神社は、松前藩祖武田信廣が長祿元年（1457）コシャマイン軍との戦いに勝利した後、新拠点として築いた洲崎館の北方鎮護の神として、寛正3年（1462）創立したといわれる。その縁起は、『新羅之記録』にあらわれ、本道社寺の中で古文献に誌された最初のものである。

現本殿は、江戸中期の造営で古格の社寺であり、江戸中期建築の共通点で、その意匠は技法の面でかならずしも出色とは認められないが、その沿革、建築年代及び保存状態の良好さから評価して、歴史的に価値の高いものである。

また、棟札（安永8年、寛政12年、文政8年、天保12年）4枚は、本殿の造営、後補のわかる貴重な資料であり、本殿と併せて指定対象に含める。

2) 上ノ国館跡関係文献史料

笹浪家文書(北海道大学付属図書館北方資料室所蔵)

翻刻 元上ノ国町古文書調査員 渡部良三(故人)

江差町古文書サークル会員 淵田留美子

天保十三壬寅孟春正月四日御旧国

上之国江、御代参被仰付候日記

正月四日東風雪降

一 御小書院夕御用便紙面案文左之

通明五日例刻御用之儀御座候間御詰

可被成候以上

御小書院

正月四日

工藤英三郎殿

同五日西風晴

一 例刻御用之間江被召出、御用番鈴木紀

三郎殿夕被申渡御用之儀者、上之国三社江

御代参被仰付、尤出立日限之儀者御年

男夕達有之候旨被仰付、御用人蠣崎

左京御側頭鈴木弥一右衛門御目付

青山壮司待座候事

一 御代参被仰付候二付、御用部屋始三役所

御小書院中書院御年男江届出候事

同六日西風無別条

一 御年男小杉義左衛門夕御用之儀有之候趣申

参り候處、出立日限阿吽寺ニおゐて御神口

取候處、八日九日等出候儀、依之都合次第出

立可致旨被達候二付、此段御小書院江届出候

依之今日夕御番相引候旨御側頭中江

達候事

同七日南風快晴

一 式日二付熨斗目麻上下着用出仕

一 例刻過御用之間ニおゐて支度料として

金貳百疋被下之、尤御目録ニ而金子者御

勘定所夕請取候、右支度料被下候二付御

用部屋始御側頭中書院御小書院江届

一金三朱

一 右者一社江金壹朱宛御初穂として例年之

通請取之

一金壹分貳朱

一 右者別段年中御祈祷料として

御勘定所夕請取之

一 例年献備物左之通請取之

但し手樽江入其上口而已

御神酒 貳升

御洗米 六升

鈴之緒 白木綿 七尺

麻糸 十五結

木具 三ツ

奉書 四枚

水引紅白 四本

柄作 貳本

右者先例通二付、若党与御足輕兩人

一 奥村久之丞、森野利八兩人江申付為請取之候

一 於御勘定所奥村久之丞、森野利八兩人御

貸人被仰付候間達有之

一 来ル八日御城下出立之趣御用部屋并御手長

屋表三御役所御小書院御側頭中書
院江届出候事

一 供方若党兩人 奥村久之丞 陸尺四人

鎗持耆人 箱持耆人 草り取耆人
合羽籠耆人

以上
上下拾耆人

一 先触案文左之通 但し陸尺者宿々夕人足出候事

先触

工藤英三郎

上下四人

人足五人

奥村久之丞

森野利八

人足貳人

右者為

御代參御用、明後八日爰許出立、

上之國迄罷越候條、村々ニおゐて書

面之人足無滞差出、且止宿・川越

渡船場等差支無之様都而先例之

通リ被取斗候以上

寅

正月六日

森野利八 印
奥村久之丞 印

根部田村夕

上ノ国まで

右村々名主

中

年寄

直休泊之儀者例年之通相心得

可被申候以上

但し

上之國迄

上包裹江者御印、止宿賄

人足七人

同八日西風晴

一 朝五半時迄御城下発駕、晝所茂草

村、止宿江良町村、尤名主年寄者上下着

用出迎之事、棒引兩人宛罷出候

同九日西風晴

一 朝五ツ半頃、江良町村出立晝所清部村

夕八ツ時前塩吹村江着

同十日西風晴

一 朝五ツ時頃塩吹村出立、晝九ツ時前上之

國江到着之事

同十一日東風雪降

一 今日休息之事

同十二日西風晴

一 朝四ツ時頃社人夕案内有之、上之國

天河向北村毘沙門社江御代參相勤候

節者、名主・年寄・村吟味迄上下着用供

方江加り罷出候事

一 御代參相勤候節者、供方揃候旨名主

申出候、依之駕籠二而天河迄參り、夫夕川

舟江乘川向江參り、又々駕乘二而毘沙門

天社鳥居前迄乘參り、夫夕下乗いたし

拜殿二而遙拜、左之方江着座否神主

罷出御祈禱いたし、畢而御神酒

頂戴、罷歸^カり候、又候止宿所江參候得共、館神八幡宮・医王山兩社夕案内有之、夫夕供揃いたし、兩社御代參相勤候

尤医王山者雪中之事故館神八幡社二おゐて影拝いたし候事

一 御代參相濟、館神八幡宮夕下山之所方二、御先君様御廟御座候二付、

尊拜仕下山之事

一 御代參無滯相濟、止宿所江罷歸り候處、名主・年寄・其外村役人・神主共祝伺として届出候事

一 御代參相勤候節、先拂兩人半点、股引・大小二而罷出候事

但し

一 右先拂者旧例之趣名主申出候御代參相濟止宿所江歸り候上二而、旧例之由二而御規式有之、各献祝義

逸々返盃二候、名主八御年男、亭主役兼勤、着座者左方神主、右方年

寄其隣村吟味迄着座、膳部并酒肴嶋台迄出候

本膳・二の膳・向詰・皿・台引重引・肴九種・嶋台・鮭之寿し

自分夕

一 金貳朱、右者三社江為御祈禱料・献備之事

一 三社共御祈禱畢而、御神酒・御洗米神主持參いたし差出候二付、奥村久之丞

呼出苞方申付候事

同十三日東風晴

一 朝五ツ時過上之國発駕、晝所塩吹村止宿小砂子村

同十四日西風晴

一 朝四ツ時過小砂子村発駕、晝所江良町村、止宿茂草村

同十五日東風晴

一 朝六ツ半時頃茂草村発駕、小休根部田村二而晝食^カ時五ツ時過御城下江着□□

登城御小書院江罷出夫夕御手長

屋江罷出御神酒并御洗米等御年

男小杉義左衛門江相渡之、夫夕御用之間江罷出候條者定例之通故略候事

同十六日東風晴

一 朝五ツ時頃熨斗目麻上下二而登城、中書院二おゐて御膳部被下之御年男介添

一 今日於大書院大般若転読召之読畢而御年男案内二而大書院

御座敷十六着^カ神像御代拝いたし候

一 右御膳部頂戴被仰付候二付、御礼之儀八御年男江申出候事

以上

工藤英三郎短福

三能登屋笹浪家文書（上ノ国町教育委員会所蔵）

翻刻 元上ノ国町古文書調査員 渡部良三（故人）

江差町古文書サークル会員 淵田留美子

御書上

上之國

御尋二付申上候書付

一 先年 御上様江差表江 御出被為在候節

當村役人共何レ迄 御送迎奉申上候哉 是迄

御役人様方御通行之節 字何と云處迄

出迎送仕候哉 猶又上之國と北村之間二而

難破船又者寄物・倒者都而變事等有之候

節者 何レ之村夕訴出立會御調等請候 先例

可有之候間 具二可申上旨被 仰渡承知奉畏候

乍恐右ヶ條左二奉申上候

一 先年 御上様江差表江御出被遊候節 名主

者中道通毘沙門堂下迄御見送申上候 猶

御歸之節も同所迄罷出候 御先棒引者戸渡川

迄差出候

一 御料中 重御役人様方御通行之節 村役人

者川向迄御見送申上候 御先棒引者戸渡川

迄差出候 尤此儀者文化五辰年江差在方

御掛中夕上之國・北村・五勝手村御呼出之上二而

被 仰付二御座候

一 御役人様方北村御通行之節者 毘沙門堂夕

凡六拾間程南之方字者毘沙門吹切と申所

（以下三行加筆）

迄棒引差出候 村役人者川端迄御見送之御方
も御座候 但川向迄も御見送之御方も御座候

天保十一庚子五月十一日 松前内蔵様江差夕

御用濟御歸郷之節上ノ国夕棒引兩人

楳川迄差出候

一 凡七拾年斗已前之由 老人共申傳候二八 上之國

字大川湊脇北之方江鯨流寄候節 御城下

御役所江上之國夕御訴申上蒙御下知ヲ

御役鯨も當所夕奉上納候

一 凡五拾五ヶ年已前二上之國持毘沙門堂下二

鯨流寄候節 上之國夕御城下御役所江御訴

申上蒙御下知御役鯨等も奉上納候

宿新七

津輕小泊ノ

藤八

右文政四年巳九月於字楳川濱難船仕候節

上之國夕役人江人足大勢差添船子助命介抱

手當等為仕 沖ノ口御役所江上之國夕訴上 尚

口書等も當所夕差出候

宿專右衛門

津輕小濱ノ

異名クラスミト申候

長松

右文政七年申二月破船之砌 初川尻沖二野懸
致シ 次第風波荒 船中夕招手ヶ候故 役人江人足

大勢差添迎船差出 船頭水主共上陸為致候
所 段々大時化二相成 元船者毘沙門沖江碇引ケ
大浪二被打付 終ニ破船仕候 尤中荷物酒積參而
流寄候二付 引上ケ紛失無之為 役人三人并大勢
之人足差加 上之國江相運申候 其節沖ノ口
御役所江御訴并口書等も上之國夕差出候

宿林右衛門

松前

栖原屋

六郎兵衛手船

榮運丸

右者文政十二年丑九月内郷沖二柱切船と相見候
二付 役人江人足四、五人差添様子為伺候所 同船夕
空樽流シ遣候故 取上見分仕候所 奥尻前二而
梶前痛難儀二堪兼 柱切捨何所二も可艫様も
無之 任風波流參候 何分助成請度旨頼合之
書面二付 胴船三艘江人足大勢差添 役人共
上乘為致 上之國大澗江引付申候 翌々日浮合
も能相成 榮運丸船頭并江差宿薩摩屋林右衛門
手代諸共願二付 引船七艘差出江差嶋之懸リ澗
引付申候

宿庄次郎

上越後

庄三郎

右者天保二年卯八月毘沙門下二而破船之砌
役人并人足大勢差添 船子助命介抱為仕沖ノ口
御役所江御訴口書等も上之國夕差出候

宿与次右衛門

泊村

喜八船

右者天保三年辰十一月内子下二而難船之砌
上之國夕役人兩人江人足大勢差添 船子助命介抱
為仕 沖ノ口御役所江御訴等も上之國夕仕候
得共 猶北村夕も御訴申上 御見分之衆中ヲ
北村江迎入 口書之儀も同村夕差出候 尤其節
名主久末仁太郎夕北村二而心得違之旨 江差
御役所江申立候得共 双方江御決所も無御座候

宿三郎右衛門

越後荒濱

千代吉

右者天保五年午九月毘沙門下二而破船之砌
役人并人足大勢差添船子助命介抱為仕
沖ノ口御役所江御訴并口書等も上之國夕
差出候
右之外変死溺死等之儀一切取扱不申候
此段御尋二付奉申上候以上
亥十二月

年寄

吉見三之丞

同

久末善兵衛

名主

久末鉄五郎

在方

御掛中様

〔以下、加筆〕

天保十二年辛丑七月十一日當所持字毘沙門之

吹切と申處 江差横山屋万次郎弁財

積石百八十石積船難船之砌 當所夕

年寄笹浪久次人足数拾人差加 船子

介抱并二積荷物佐渡運貨 鯡類上荷

手配書人等心付仕 沖ノ口御役所御訴

等上ノ国夕仕候 尤右為御見分 上戸兵藏殿

辻甚五郎殿来 口書等同断之事

前同時七月十一日夕吹村仁三郎中遣船二人乘

同所川向字大淵折掛下と申處二破船 同節

故 右前出上戸兵藏殿・辻甚五郎殿兩人二而

口書之義も相濟候

安政四丁巳年三月十九日朝 向濱字安

兵衛浜卜申處江船壹艘漂着二付 善右衛門

并二「口右衛門」草間五郎工門外人足拾人連相越候處

舳先江碇式丁卸浪打際江寄られ

居候二付 中積荷物白米五百俵餘 不

殘陸江為上 柱為招候處 格別高浪二も

不相成候 ソノ先届出八手紙二而沖口

下代中迺差出候 使ハ金兵衛差出候

扱亦 朝之内二北村夕辰五郎老木履

二而相見得 四ツ半頃夕女人共大勢参候

八ッ過二役方長四郎相越候 尤右船ハ

羽州龜田石脇 最上屋市右衛門 沖船頭

嘉吉卜船名幸徳丸帆船十五枚引

候船二候 宿甲屋勘次郎二有之候

上ノ国北村兩所江人足為太義 白米拾俵

被呉候二付五俵八北村江配分五俵上国拾人

之人足へ配当致候